

# ブラジルの社会保障訴訟

## 一年金の放棄 Desaposentação を題材にして一

島 村 暁 代

- I はじめに
- II ブラジルにおける社会保障訴訟
- III 年金の放棄
- IV おわりに

### I はじめに<sup>1</sup>

- (1) 社会保障給付の実現のためには、行政庁による支給決定が必要である。希望したとおりの支給決定を得られない場合には、不服申立ての手順を踏んだ上で<sup>2</sup>、訴訟に移行するのが一般的である。こうして最終的には裁判を通じて社会保障に関する権利が実現される。わが国では最高裁判所を頂点とする司法ピラミッドが構成されており（憲法76条1項）、社会保障給付に関する訴訟も司法ピラミッドに属する裁判所に係属する。いいかえると、特別裁判所は存在せず（憲法76条2項）、原則として地方裁判所→高等裁判所→最高裁判所の順序で訴訟が進むため、比較的シンプルである。社会保障給付に関する訴訟は、行政訴訟という側面を有することが多く、行政事件訴訟法の規律にも服する<sup>3</sup>。もっとも、わが国では国民性のため

---

<sup>1</sup> 本稿の執筆にあたっては、ブルーノ・タカハシ連邦裁判官（社会保障部門担当）の協力を得た。ここに記して感謝の意を表す。なお、当然のことながら本稿の誤り等はすべて筆者の責任である。

<sup>2</sup> わが国の多くの社会保障に関する法律では、不服申立て前置主義がとられている（厚生年金保険法91条の3、国民年金保険法101条の2等）。不服審査に関する比較法的考察として山下慎一『社会保障の権利救済：イギリス審判所制度の独立性と積極的職権行使』（法律文化社、2015年）。

## II ブラジルにおける社会保障訴訟

### 1 社会保障法の構造

ブラジルの広義の社会保障 Seguridade Social は、①医療保障制度<sup>9</sup>、②狭義の社会保障制度、③社会扶助制度<sup>10</sup>の3つを含む概念である<sup>11</sup>。このうち、①医療保障制度（1990年法律8080号）と③社会扶助制度（1993年法律8742号）では事前の保険料負担なくして、給付を得ることができる。これに対して、②狭義の社会保障制度では、事前の保険料負担が不可欠である。狭義の社会保障制度の中でも、民間労働者を適用対象とする制度を一般社会保障制度 RGPS<sup>12</sup>といい、公務員や軍人とは制度を異にする。一般社会保障制度 RGPS の給付については法律8213号が規定し、年金などの所得保障給付が内容として揃えられている。日本の制度と比較すると、労働災害に起因する場合の給付が別途法律で規定される<sup>13</sup>のではなく、同じ法律で規定されることが特徴的である<sup>14</sup>。

### 2 紛争の発生・相手方

一般社会保障制度の給付を担うのは、INSS と呼ばれる国立社会保険機関 Instituto Nacional do Seguro Social である<sup>15</sup>。この INSS は連邦に属する独立行政法人である。社会保障に関する紛争は、基本的に私人が INSS に

---

<sup>9</sup> 医療保障制度に関しては、医療経済研究機構「新経済成長大国の医療保障制度に関する調査研究—ブラジルの医療保障制度—報告書」（2014年）参照。

<sup>10</sup> 社会扶助制度に関しては、島村暁代「高齢期の所得保障—ブラジルとチリの法制度を端緒とする基礎的考察(三)」法協131巻（2014年）1号236頁～242頁参照。

<sup>11</sup> より詳しくは島村暁代「高齢期の所得保障—ブラジルとチリの法制度を端緒とする基礎的考察(二)」法協130巻（2013年）7号173頁～175頁、前掲・島村注(10)論文151頁～154頁。

<sup>12</sup> 前掲・島村注(10)論文152頁以下。

<sup>13</sup> 労働者災害補償保険法。

<sup>14</sup> 法律8213号が規定する給付の一覧については、前掲・島村(10)論文169～170頁。

<sup>15</sup> INSS は一定の社会扶助給付の支給も担っている（2007年大統領令6214号3条）。

か、裁判沙汰を好ましく思わない文化のためか<sup>4</sup>、訴訟件数は決して多くない。なかでも社会保障法に関する訴訟は少ないのが現実である<sup>5</sup>。

- (2) こうしたわが国の状況とは対極に位置づけられるのがブラジルである。ブラジルは裁判所の種類が多く、どの裁判所が社会保障に関する訴訟の管轄権を有するかも非常に複雑である。さらに、訴訟件数自体が多く<sup>6</sup>、なかでも社会保障に関する訴訟は最も多い<sup>7</sup>。そこで、本稿では、第1に、ブラジルの社会保障に関する紛争手続きの大枠を掴むことを試みたい<sup>8</sup>。その上で第2に、現在のブラジル社会で問題となっている「年金の放棄」に関する最近の動向を考察したい。

---

<sup>3</sup> たとえば厚生年金や基礎年金の不支給決定については当該処分取消訴訟という形で国が被告となって（行訴法11条1項1号参照）、訴訟が展開される。

<sup>4</sup> 川島武直『日本の法意識』（岩波新書、1967年）。もっとも近年では異論もあるようである（ダニエル・H・フット『日本の〈現代〉4裁判と社会—司法の「常識」再考』（NTT出版株式会社、2005年）特に第2章「訴訟行動と訴訟意識」参照）。

<sup>5</sup> 行政訴訟の文脈であるが、平成14年5月20日行政訴訟検討会（第4回）議事録阿部泰隆神戸大学大学院法学研究科教授（当時）発言参照（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisoyou/dai4/4gijiroku.html>：2015年1月6日閲覧）、下井康史「行政訴訟改革について」JLF NEWS vol.11（2001年11月）（<http://www.jlf.or.jp/jlfnews/vol11-3.shtml>：2015年1月6日閲覧）。

<sup>6</sup> 二宮正人「外国法紹介 ブラジル」法学教室374号（2011年）44頁。

<sup>7</sup> 全国司法審議会 Conselho Nacional de Justiça（2004年12月8日付憲法補足法第45号によって設立された機関で、裁判所の行政・財政的機能を規制し、裁判官の業務管理を担う。詳しくは、二宮正人「ブラジルにおける裁判制度について（上）」JCA ジャーナル第58巻（2011年）7号17頁参照）は、州裁判所、連邦裁判所、労働裁判所のそれぞれの1審裁判所において100件以上の訴訟で当事者となった機関をランキング形式で発表している。2012年のデータによれば、州裁判所、連邦裁判所の両方で社会保障給付を担う INSS（これについては本文にて後述）が1位であり（州裁判所では3.09%、連邦裁判所では34.35%）、3つの裁判所を合計した数値でも INSS がトップ（4.38%）である（Conselho Nacional de Justiça, 100 Maiores Litigantes 2012, p.15）。

<sup>8</sup> 民事訴訟法の専門ではない筆者が裁判所の管轄等を記すことは極めておこがましいが、簡単にでもその手続を明確にしておいた方が、社会保障法に関する訴訟の理解に役立つため論じさせていただく。

対して給付の申請をしたが、INSS が申請通りの承認をしない場合に発生する。そのため、紛争は私人と INSS の間で繰り広げられる。

以前は INSS に対する申請と INSS による判断を経ることなく、いきなり裁判所に給付を求める訴えを提起できると考えられる節もあったが<sup>16</sup>、最近、連邦最高裁判所 STF はこの問題に関する重要な判決を下した。すなわち、社会保障給付の支給を望む場合には、まず INSS に申請し、その判断を仰ぐ必要があるとされた<sup>17</sup>。

### 3 行政上の不服申立て

INSS の判断に不服がある場合には、行政上の不服申立て制度が用意されている。具体的には、社会保障不服申立て審議会 Conselho de Recursos da Previdência Social が担当する（法律8213号126条）。この審議会は3審制であり、INSS の決定に不服がある場合にはまず各州に設置された不服申立て委員会 Juntas de Recursos<sup>18</sup>に申し立てる。その決定にも不服があれば、ブラジルにある審理院 Câmara de Recursos<sup>19</sup>に対して2回、不服を申し立てることができる。

もっとも、こうした行政上の不服申立て手続を訴訟に先立って経る必要があるか否かについては法令上明確ではない<sup>20</sup>。そこで、多くの事案では、INSS による決定を受けてすぐに裁判所に訴訟提起されているようである。

### 4 社会保障に関する裁判所

次に、社会保障に関する紛争を提起すべき裁判所について確認したい。そもそもブラジルには、通常裁判所と特別裁判所があり、前者の中に州裁判所

---

<sup>16</sup> たとえば、高等司法裁判所の判決として AGARESP 201300532738 や AGARESP 201200555215 参照 (<http://columbo2.cjf.jus.br/juris/unificada/Resposta>: 2015年1月26日閲覧) がある。

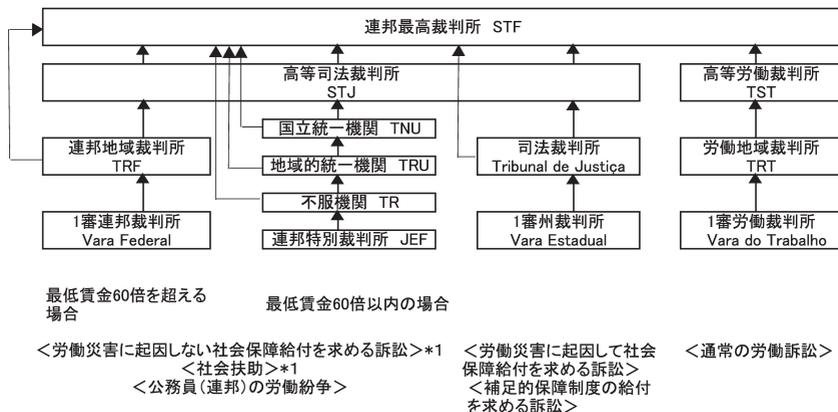
<sup>17</sup> RE 631240-MG (julgado em 3/9/2014, Dje 10/11/2014).

<sup>18</sup> 全国に29の不服申立て委員会が設置されている。

<sup>19</sup> ブラジルには4つの審理院がある。

と連邦裁判所が、後者の中に労働裁判所<sup>21</sup>、選挙裁判所、軍事裁判所がある<sup>22</sup>。社会保障法や労働法といういわゆる社会法に関する訴訟手続きの全体像は図1のとおりであり、以下では、特にINSSを被告とする年金などの

図1 〔ブラジルの社会法に関する訴訟の全体像〕



\*1 被保険者の居住地を管轄する連邦裁判所がないときには、州裁判所に訴訟を提起できる(憲法109条3項)。その場合の控訴審は連邦地域裁判所TRFとなる。

<sup>20</sup> 憲法217条1項はスポーツに関する訴訟について、法律6830号38条は税の取立てについて、それぞれ行政不服申立て前置主義がとられることを規定している。しかし、社会保障に関する法律(法律8212号, 8213号)にはこのような規定がなく、不服申立て前置か否かは明確ではない。INSSは、訴訟の提起があれば不服申立て手続は終了すると考えているようであるが(<http://www.previdencia.gov.br/ouvidoria-geral-da-previdencia-social/perguntas-frequentes/recurso-das-decisoes-do-inss/>: 2015年1月26日閲覧), 裁判所は不服申立てについて、社会保障不服申立て審議会は訴訟の提起について、それぞれ知ることができないため、現実には裁判手続と不服申立て手続の両方が同時進行しているようである(ブルーノ・タカハシ裁判官へのヒアリングによる)。

<sup>21</sup> 1審は労働裁判所 Vara do Trabalho, 2審は労働地域裁判所 Tribunal Regional do Trabalho, 3審は高等労働裁判所 Tribunal Superior do Trabalhoが担い、憲法違反が争点になる場合は、さらに最高連邦裁判所 STFの判断に服する。

<sup>22</sup> 本稿は特に社会法に関する裁判を対象とするが、それ以外にも含めたブラジルの裁判制度全般については、二宮・前掲注(7)論文17頁, 二宮正人「ブラジルにおける裁判制度について(下)」JCAジャーナル第58巻(2011年)8号25頁以下参照。また、田原睦夫「ブラジル裁判所事情(上)(下)」法曹710巻(2009年)12号2頁以下, 711巻(2010年)1号2頁以下も参照。

社会保障給付に関する訴訟の手続きを見てみたい。

既に述べたとおり、法律8213号は、労働災害に起因する場合とそうでない場合の両方の給付について規定している。そのため、一概に INSS を被告とする訴訟といっても、労働災害による給付をめぐる訴訟とそれ以外の通常の社会保障給付をめぐる訴訟の2種類がある。そしてどちらの種類かによって、つまり労働災害に起因するか否かによって管轄する裁判所が異なる。

#### (1) 第一審の裁判管轄

労働災害に起因する場合には州裁判所が管轄権を有する<sup>23</sup>。これに対して、労働災害には起因しない通常の社会保障給付（たとえば年金）を求める訴訟は、主として連邦裁判所が管轄権を有する<sup>24</sup>。連邦裁判所にも2つの種類があり、訴額の多寡によって分かれる。すなわち、最低賃金の60倍を超える訴額の場合には1審連邦裁判所 Vara Federal に、最低賃金の60倍以内の訴額の場合には、連邦特別裁判所 Juizado Especial Federal<sup>25</sup>にそれぞれ訴訟を提起する<sup>26</sup>。以下では、基本的なケースである1審連邦裁判所に訴訟を提起する場合の流れを見てみよう。

#### (2) その後の流れ

1審連邦裁判所 Vara（単独の裁判官）が下す判決は Sentença と呼ばれ

---

<sup>23</sup> 憲法109条1項。1審は州裁判所 Vara Estadual が担当し、その判決に不服があれば、司法裁判所 Tribunal de Justiça に控訴でき、それにも不服があれば、高等司法裁判所 Superior Tribunal de Justiça に上告できる。憲法違反が争点になる場合には、連邦最高裁判所 STF に非常上告できる。

<sup>24</sup> もっとも、被保険者・受給者の居住地を管轄する連邦裁判所がないときには、州裁判所に訴訟を提起できる（憲法109条3項）。この場合の控訴審は連邦地域裁判所 TRF となる。

<sup>25</sup> 2001年法律10259号3条。連邦特別裁判所 JEF の判断に対する不服申立ては基本的に以下のとおりである。特別連邦裁判所 JEF →不服機関 Turma Recursal →地域の統一機関 Turma Regional de Uniformização →国立統一機関 Turma Nacional de Uniformização →高等司法裁判所 STJ →連邦最高裁判所 STF である（法律10259号14条、18条、21条）。

<sup>26</sup> 連邦特別裁判所 JEF の制度が整えられていない地域においては、1審連邦裁判所 Vara Federal もしくは1審州裁判所 Vara Estadual に提起することになる。

るが、この判決に不服があれば、ブラジル全土に5つある連邦地域裁判所 Tribunal Regional Federal—TRF に控訴 Apelação できる。連邦地域裁判所 TRF の判決は合議体による審理構造をとり、その判決は Acórdão と呼ばれる。これにも不服があれば、高等司法裁判所 Superior Tribunal de Justiça—STJ に対して、特別上告 Recurso Especial をすることができる（憲法105条Ⅲ号）。こうして連邦法令違反に関する判断は、高等司法裁判所 STJ が最終判断権者となる。高等司法裁判所 STJ は、33人の裁判官で構成され、5人ずつの6つの小法廷 Turma があり、そのうちの2つの小法廷が社会保障を担当している。

その一方で、憲法違反の有無が争点となる場合には、連邦最高裁判所 Supremo Tribunal Federal—STF に対して非常上告 Recurso Extraordinário することも可能である（憲法102条Ⅲ号）。連邦最高裁判所 STF は、11人の裁判官で構成され<sup>27</sup>、裁判長を除く5人ずつの2つの小法廷 Turma<sup>28</sup>と、全員の裁判官で構成される大法廷 Plenário がある。

連邦最高裁判所は、数多くの非常上告の中で、法的、政治的、社会的、経済的な観点から分析すべき重要性のあるものを、「一般的影響力のある事案 Repercussão Geral」という形で選出できる<sup>29</sup>。一般的影響力のある事案と認められると、連邦最高裁判所が大法定 Plenário を開いて本案を分析しそれに関する判決を下すが、その分析が同種の事案についての下級審にも適用されることになる<sup>30</sup>。

合議の訴訟では複数の裁判官のうちひとりが報告者 Relator となり、報告

---

<sup>27</sup> 連邦最高裁判所内部規則 Regimento Interno 2 条。

<sup>28</sup> 連邦最高裁判所内部規則 Regimento Interno 4 条。

<sup>29</sup> 2004年の憲法修正45号によって導入された手続的な仕組みであり、連邦最高裁判所 STF に係属する訴訟件数の減少に役立っている (<http://www.stf.jus.br/portal/glossario/verVerbete.asp?letra=R&id=451> : 2015年1月30日閲覧)。

<sup>30</sup> もっとも、一般的影響力のある事案と認められたからといって当然にその判決がいわゆる「拘束力のある判決 Súmula Vinculante」となる訳ではない。拘束力のある判決になるには別途の手続を踏む必要がある（憲法103条A、2006年法律11417号）。

者を中心に訴訟が審理される。それぞれの裁判官が意見 Voto を提出し、それら意見を踏まえて、最終的に判決 Acórdão が書かれる。判決は官報に公刊されることによって効力を有する。

### III 年金の放棄

こうした訴訟に関する前提を踏まえて、以下では民間の労働者に適用される一般社会保障制度 RGPS の年金に関する訴訟（労働災害に起因しないもの）の動向を見てみよう。

#### 1 問題の所在

近年、ブラジルでは、「年金の放棄 Desaposentação」に関する多くの訴訟が提起されている。そもそも一般社会保障制度が支給する年金（障害・遺族を除く）には主として老齢年金と保険料拠出期間年金 ATC の 2 種類があるが、年金の放棄が問題となるのは後者である。この保険料拠出期間年金 ATC の要件は「男性35年、女性30年の保険料拠出期間」と、「15年の最低拠出月数」の 2 つである（憲法201条 7 項 I 号、法律8213号25条 II 号、52条）。ここからわかるように、年齢要件は付されていない。このため、若くして年金を取得する問題があり、年齢要件を課すための改正が何度か試みられてきたが、どれも失敗に終わっていた<sup>31</sup>。できるだけ支給開始年齢を遅くするために、年金給付の算定方法が改正され（1999年法律9876号）、具体的には保険料拠出期間年金 ATC の支給額算定にあたっては、年齢、余命、保険料拠出期間、保険料率を要素とする社会保障因数 Fator Previdenciário を適用する必要があるとされた<sup>32</sup>（法律8213号29条 I）。もっとも、それでも依然、若くして年金を取得する者が多いのが現状である。

ところで年金受給者の就労については認められないと考えられていた時期もあったが<sup>33</sup>、現在では認められている。年金の低額化も重なり、近年、年

---

<sup>31</sup> 詳しい経緯については、前掲・島村注(1)論文209～211頁。

<sup>32</sup> 詳しい説明については、前掲・島村注(10)論文131頁以下。

金受給者が就労するケースは多い。この場合、年金に社会保険料が賦課されることはないが（憲法195条II号）、就労により得られる賃金には社会保険料が賦課される（法律8213号11条3項）。しかしながら、年金額に反映される訳ではない。これに関しては法律8213号18条2項が「年金受給者が働いたとしても、家族手当 *salário-família* と職業上のリハビリ *reabilitação profissional* を除いて、社会保障の給付を受ける権利はない」と規定するだけである。ブラジルには、年金額を調整する仕組みがそもそもなく、年金受給者が負担する保険料については、従前は終局的に仕事を辞めるときに、その相当分を償還金 *pecúlio* という形で支給していたが、償還金は1995年に廃止されてしまった<sup>34</sup>。

そこで、今まで得ていた年金を放棄して、年金取得後に負担した保険料と、取得前に負担していた保険料の両方を基礎にして、より有利な年金を取得できるかという問題が生じている。理論的には、そもそも年金を放棄できるか（第1の問題）と、できる場合にこれまで受けていた年金を返還する必要があるか（第2の問題）が特に問題となっている。

前稿で論じたとおり<sup>35</sup>、第1の問題（放棄の可否）に関しては肯定説が多数といえる。第2の問題（返還の要否）は、裁判例でも学説でも対立があり、制度における保険数理上の均衡や財政上の均衡を維持するために返還を要するとする説と、社会保障給付の生計維持・扶養の性質や対価なく支払いが継続されることを考慮し、返還不要とする説に分かれていた。こうした状況の下で、連邦法令違反についての最高判断機関である高等司法裁判所 STJ と、憲法違反についての最高判断機関である連邦最高裁判所 STF において相次いで重要な動きが見られたので紹介したい。

## 2 高等司法裁判所 STJ

---

<sup>33</sup> 前掲・島村注(1)論文157～158頁。

<sup>34</sup> 1994年法律8870号、1995年法律9032号、9129号。

<sup>35</sup> 前掲・島村注(1)論文188頁～192頁。

まず連邦法令違反についての最高判断機関である高等司法裁判所 STJ は、社会保障を担当する 2 つの小法廷が合わさって年金の放棄に関する事案を審理し、2013年 5 月 8 日に判決を下した。判決は、第 1 の問題について放棄可能であること、第 2 の問題について返還不要であることを判示した<sup>36</sup>。第 1 の点については、社会保障給付が処分可能な財産権 *direitos patrimoniais disponíveis* であることが理由として書かれ、後はそれまでに下されていた同じ内容の判決を引用するだけである。これに対して返還を不要とする第 2 の判示については、同内容の判決を引用するのみで特段の理由は示されなかった<sup>37</sup>。十分な理由づけがなされなかったことは残念であるが、この判決は 2 つの小法廷の総意であり、1 つの小法廷だけの判断に比較して、影響力があるといわれている。

もっとも、連邦最高裁判所 STF は別途判断可能であり、その判決次第では高等司法裁判所 STJ も判断を改める必要がありうる。

### 3 連邦最高裁判所 STF

こうして連邦最高裁判所 STF の判断が期待される訳であるが、年金の放棄については現在、一般的影響力のある事案 *Repercussão Geral* として連邦最高裁判所に事案が係属している<sup>38</sup>。

この事案が連邦最高裁判所 STF に辿り着くまでの経過としては、まず第 4 連邦地域裁判所<sup>39</sup>が、既に受けた額を返還することを条件に年金の放棄を認めた。その後、高等司法裁判所 STJ<sup>40</sup>は、年金の放棄は可能であるが、原

---

<sup>36</sup> EP N.1.344.488-SC.

<sup>37</sup> 推測の域を出ないがこの判決の報告者である Herman Benjamin 裁判官が、社会保障における収入と支出のバランスを考えて返却を必要とする立場であったからかと思われる。

<sup>38</sup> 一般的影響力のある事案として採り上げられたのは、1992年10月 8 日から年金を取得している者が、その年金を放棄し、2006年 9 月21日を開始日として新たな年金の支給の承認を求めるものである。

<sup>39</sup> n° 0003328-87.2009.404.7205/SC.

<sup>40</sup> REsp n° 1243482/SC.

審とは異なり返還の必要はないとした。

この事件の報告者である Luís Roberto Barroso 裁判官は、年金の放棄に関する注目すべき意見 Voto を2014年10月9日に発表した<sup>41</sup>。この意見は、大きく分けて〔要約 EMENTA〕と〔本文〕から構成されるが、以下では前者を紹介し、その上で、後者における記述<sup>42</sup>にも言及しながらこの意見について検討したい。

### (1) 要約 EMENTA

〔1 民間で働く労働者に適用される一般社会保障制度 RGPS は、財政上及び保険数理上の均衡 o equilíbrio financeiro e atuarial, 被保険者間の権利平等 a isonomia entre os segurados, そして世代間の正義 a justiça intergeracional を含む憲法上の原則に従って具体化される。制度は、①拠出と給付の牽連性の性質 caráter contributivo<sup>43</sup>と②連帯の原則 princípio da solidariedade の2つを基盤とする。

2 連帯の原則は、公的予算やその他の財源以外にも、被保険者が負担する保険料や使用者が負担する保険料をも含む財政モデルやその他の事情から導かれる。牽連性の性質とは、制度から給付を受けるのと引き換えに、被保険者が保険料を負担するというので、いいかえれば、被保険者は保険料を負担した期間や額に基づいて給付を受ける。

3 連帯の原則があるので、保険料と給付の間に厳密な対応関係が必要な訳ではない。というのも、制度は、一度も保険料を負担していない人や僅かしか負担していない人をも対象とするからである。その一方で、制度の有する牽連性の性質を考慮すると、負担したものと受けるもの間に一定の対応関係は必要である。そのため、給付を実際に

---

<sup>41</sup> RE 661.256 VOTO,O SENHOR MINISTRO LUÍS ROBERTO BARROSO (RELATOR).

<sup>42</sup> 本文についてはその重要部分を文末に〈参考資料〉として添付する。

<sup>43</sup> Contributivo の訳については「貢献的」とか、「拠出制」といった単語も考えられるが、給付と保険料の結びつきを特に問題としていると思われるため、本稿では「牽連性」という訳語を採用している。

得ることなく、あるいは得る可能性すらないにもかかわらず、被保険者に保険料を負担させるのは適法とはいえない。

4 「年金の放棄 Desaposentação」というのは、就労を再開したことから年金取得後に負担した保険料をもとにしてよりよい条件で別の年金を得るために、最初に受けていた年金を放棄することである。1991年法律8213号とその18条2項は、年金の放棄については触れてはいない。なぜなら、年金取得後の保険料を償還金という形で被保険者に返還していた時期に作られた規定だからである。

5 法律が禁止している訳ではないので、年金の放棄は認められる。もっとも、放棄後に関する特別な規定がないため、それができるまではこの問題は社会保障制度に関する憲法上の原則やルールから直接導き出されることに従うことになる。その結果、制度における権利平等の原則 princípio da isonomia や財政上及び保険数理上の均衡の原則 equilíbrio financeiro e atuarial に反しないように、新たな年金額を計算する際に最初に受けた年金額を考慮する必要がある。

6 この点に関する法律が制定されるまでは、新たな年金額の計算については次の基準を適用するべきである。すなわち、年齢と余命は、最初の年金を取得した時点のものを使用するべきである。こうした解釈をとるのは、憲法上の制度に照らしてみると、年齢や余命というのは、被保険者が制度から享受する給付額を決めるためにそもそも考慮されるものだからである。そうしないと、年金の放棄をした人が、同じ年齢や同じ保険料拠出期間でありながら放棄をしない人（初めて年金を取得する人）よりも長期にわたって多額の給付を得ることになってしまう。

7 このような解決策によって年金の放棄に関して法的な制度に存在する空白を埋めることを目指している。したがって判決が公開されてから180日が経って初めてこの判決は適用される。180日の間に立法府と行政府が上記のような憲法の原則に従った別のルールを制定するの

であれば、そのルールを優先することになる。

8 上記のとおり、条件付きではあるものの、年金の放棄は認められるため、非常上告は部分的に認められる。」

## (2) 検討

このようにこの意見は年金の放棄を認めた上で、新たな年金の支給額の算定方法を工夫することで問題の解決を試みている。以下では、必要に応じて本文（文末の〈参考資料〉参照）にも言及しながらこの意見を解説し、その特徴を確認したい。

### (i) 年金の放棄の可否

第1の問題については、法律で禁止する規定がないことを一次的な理由としたが、それだけでなく、憲法上の規定に照らして制度を解釈した点が注目される。すなわち、裁判官は憲法の規定に従って、社会保障制度における重要な基盤は、「拠出と給付の牽連性の性質」と「連帯の原則」であるとする。そしてこの2つの原則の均衡を図ろうとしたところに、この意見のひとつの特徴がある。

そもそも、牽連性の性質とは、保険料と給付のつながりを論じる憲法195条II号と201条本文、3項、7項、11項<sup>44</sup>から導かれるもので、負担した保険料に応じて給付内容が決まる点が骨子である。他方、連帯の原則は、人々が尊厳を否定される状況に陥らないように最低限の社会的な網を整備することが趣旨であり、それにかかるコストは制度の受給者だけでなく社会全体が負担することを規定する憲法195条4項に基づいている。

この意見は、連帯の原則があるので拠出と給付の対応関係は厳密な形では求められていないとする。年金の受給前に死亡する場合のように、拠出をしても給付が得られないことは、連帯の原則によって正当化される。その一方

---

<sup>44</sup> さしあたり、憲法195条II号は労働者が保険料を負担すること、201条本文は、狭義の社会保障は一般的な形で、牽連性の性質をもち、強制加入により構築され、財政上、保険数理上の均衡に従うこと、3項は給付の計算に考慮される保険料算定基礎賃金は適切に現在化されるべきこと、7項は各年金の要件、11項は労働者が受ける利得は社会保険料のベースとなる賃金となり、その結果、給付が決まること等をそれぞれ規定している。

で、拠出と給付の間には、最低限の対応関係が必要であるとする。

その理由として裁判官が示したのは、①牽連性の性質と②権利平等の2つである。第1に、憲法は保険料をもとに給付を決めると規定するので、保険料を負担するのにそれに相応する給付がない年金受給者の状態は合理的ではないとする。第2に、現役労働者との権利平等の観点を指摘する（憲法201条1項は全員に公平な統一的な基準を適用する必要性を述べる）。すなわち、現役労働者は、保険料を拠出した全期間に相応する給付が保障されるのに、年金受給者という一定のカテゴリーには、全期間に相当する給付は認められないのでは権利平等の原則に反し、選択的な取扱いにあたるため許されないのである。ここでは連帯の原則は正当化根拠にはならない。

こうして牽連性の性質と権利平等の原則を根拠として裁判官は、【拠出と給付の間に一定の対応関係があり、それが被保険者全員に同じように適用される公式】が重要であるとする。そして、年金受給者だけが保険料は負担するのにそれに見合った給付がない現在の状況は認められず、年金取得後に負担した保険料を給付に結び付けるために、年金の放棄を認めるべきと結論付ける。こうして裁判官は、拠出と給付に厳密な対応関係は不要としつつ、最低限の対応関係は必要として、連帯の原則と牽連性の性質の均衡を図ったのである。

#### (ii) 返還の要否

第2の問題については不要と解した。もっとも、高等司法裁判所 STJ のように無条件に返還不要とした訳ではない。裁判官は、この問題の本質を、保険数理的に均衡のとれた公式が全員に対して一般化されているかの点であると捉えた。そしてこれまで受給した年金額を完全に無視しては、年金の放棄をする者が不当に利益を得る反面、同じ条件（年齢、保険料等）で初めて年金を取得する者が害されるとした。裁判官は、ここでも権利平等の原則に着目したのである。要約では、こうした権利平等の観点だけが触れられた（上記6）が、本文ではこれ以外にも、労働市場への影響や社会保障給付の役割についても附随的に言及された点が興味深い。すなわち、裁判官は、無

条件に年金の放棄を認めては、いったん年金を得てから後で交換（放棄）するように人々を誘導してしまうし、また、年金が賃金を補完することで、低賃金化にもつながり、労働市場を歪めてしまうと警鐘を鳴らした。さらに、社会保障とは賃金を補完するものではなく、保障の網 *rede de segurança* として機能するべきとも指摘したのである。

こうして年金受給者を過度に特権待遇とせず、「今までもらった年金」と「年金取得後に負担した保険料」の両方を適切に考慮できるように、年金の放棄をする者用の別個の支給額算定公式が必要であるとした。そして、別個の公式を一次的には立法府や行政府が制定するように働きかけ、判決の効力発生を180日間猶予した（もっとも、判決の公刊からこの180日は起算されるのであり、他の裁判官の意見が出ていない現状では、起算さえされていない）。二次的には、憲法や法律を解釈して別個の公式たるものを提示した。具体的には裁判官は年金の支給額算定に適用される社会保障因数に着目した。社会保障因数では、保険料拠出期間、保険料率、年齢、余命を考慮するところ、〈保険料〉については現役労働者と同じ扱いをするため、年金取得後についても考慮すべきとする一方で、〈年齢〉と〈余命〉については別の考慮を提案した。年齢と余命は、給付額の調整するために社会保障因数の中に組み込まれていること（若くして年金を取得すると受給期間が長くなる分、支給額を下げ、高齢で取得するなら受給期間が短いので支給額を引き上げる）に注目し、同じ条件で初めて年金を取得する者と同じ扱いにするため、年齢と余命は、放棄する方の年金を取得した時点のものを採用すべきとした。こうした方法によって、不当に年金額が上がり過ぎることを抑えようとしたのである。

このようにしてこれまで受けてきた年金を返還する必要はないとしながらも、新たな年金の算定方法を工夫することで、初めて年金を得ようとする者との平仄を保った。

この意見は、制度が拠って立つべき原則——拠出と給付の牽連性の性質、連帯の原則、権利平等の原則、保険数理上の均衡の原則、世代間の正義の分

配等——を憲法の規定に則して明らかにし、年金の放棄に関する一連の問題状況に対して、解決のための一石を投じたのである。

この意見のもうひとつの特徴は、立法府・行政府・司法府の権力分立をも尊重した点にあるだろう。立法府や行政府に向けて立法等をする上で重視すべき原則を明確にした上で、立法府や行政府による問題解決が本来とられるべきとした。それにとどまらず、被保険者の権利が害されることのないように、立法されない場合に備えて、中間的な解決策を明確に提示し、権利の擁護という司法としての役割も果たしたのである。

### (3) 今後の流れ

ブラジルの年金の放棄に関する専門家はこの意見をさまざまな観点から「称賛に値する *louvável*」と評価している<sup>45</sup>が、この意見を踏まえて、その他の裁判官が今後、どのような意見を出し、どのような判決が書かれることになるのか、この裁判の行方が期待される。

もし判決となれば、この事案は一般的な影響力のある事案 *Repercussão Geral* であるため、多くの同種事案に大きな影響を及ぼすことになる<sup>46</sup>。

## IV おわりに

本稿ではブラジルにおける社会保障給付に関する紛争が生じた場合の手続について大まかに掴んだ上で、特に年金の放棄の問題をとりあげ、最近の動

---

<sup>45</sup> 年金の放棄の専門家である Marco Aurélio Serau Jr. は疑いを挟む余地なく年金の放棄の妥当性を認めた点だけでなく、被保険者に給付なくして保険料を負担させることはないことを附随的に認めた点や、第1年金として既に受けた額の返還を捨てること、訴訟を提起した人々が主張していたのとは別の計算方法ではあるものの、第1年金を返還することなくして支給額を引き上げられる点、そして行政府と立法府に対して、被保険者に損害を及ぼすことなく、立法や規則化によって解決するように働きかけた等のさまざまな点から称賛に値すると指摘している (Marco Aurélio Serau Junior, “Desaposentação: análise do voto do relator, ministro Luís Roberto Barroso” (<http://www.migalhas.com.br/dePeso/16,MI209650,71043-Desaposentacao+analise+do+voto+do+relator+ministro+Luis+Roberto>: 2015年1月30日閲覧))。

<sup>46</sup> もっとも、拘束力のある判決になるかはまた別の話である (注30参照)。

向を紹介した。社会保障制度について具体的で詳細な規定を憲法に多数用意するブラジルと、憲法には抽象的な規定しか置かない日本ではその点だけを捉えてみても大きく異なるのであり、今回紹介した意見の中で触れられた理論を、そのまま日本の制度の解釈にあてはめることはできない。それでも抛出と給付の牽連性や連帯の原則というのは、社会保障の仕組みを考える上で重要な概念であり、ブラジルの一例は、わが国の議論の幅を広げうる。日本の法制度に関して具体的にいかなる示唆を得られるかについては、今後の課題としたい。

〈参考資料〉：Luís Roberto Barroso 裁判官の意見 Voto の本文<sup>47</sup>（要約）

## I 問題の本質

年金の放棄をめぐる紛争は、これについて規定する法律が欠如することに端を発している。91年法律8213号の不十分な点は、18条2項が無効だから生じるのではなく、その点についての特別な規定がないから生じるのである。

憲法に照らして一般社会保障制度を解釈すると、抛出と給付の牽連性 Contributivo の性質と連帯の原則 Solidário の2つが重要である。

## II 一般社会保障制度における憲法上の基盤：牽連性の性質と連帯

社会保障に関する権利は1988年憲法に規定され、憲法は社会保障制度の費用と給付に関する制度の基本となる指針を定めている。今回のケースでは、民間で働く労働者に強制的に適用される一般社会保障制度を分析する。憲法は、牽連性の性質と連帯の原則に基づいて制度を構築している。

牽連性は、第1に労働者やその他の被保険者が社会保険料を負担することを規定する憲法195条II号に見られる考え方である。憲法195条I号は使用者

---

<sup>47</sup> できる限り、本文に忠実に訳す努力をしたが、必要に応じてわかりやすくするために適宜修正を加えている。また、章立て、題名はできる限り、本文のものを使っているが、一部には修正を施している。

の保険料負担を規定し、つまり労働市場から資金を積み立てて制度は作られている。第2に牽連性という観点では、制度の適用範囲と財政に関して以下のように基本ルールを定める憲法201条でも触れられている。

- 1) 社会保障が持続可能であるために、一般的な指針は保険数理上の均衡を模索する（憲法201条）。
- 2) 1) と整合するように年金は、年齢や保険料拠出期間を要件とする必要があり、保険料拠出期間に基づいて給付が決まる（憲法201条7項）。
- 3) 保険料と給付の算定にあたっては労働者の賃金を考慮する必要がある、保険料と給付は賃金との間に対応関係が必要である。この対応関係を強化するために、98年の憲法修正20号は、直近36か月の保険料算定基礎賃金だけを考慮していた規定を削除し、それぞれの被保険者が保険料を負担した履歴を、給付算定の際にすべて反映させた（憲法201条11項）。
- 4) 給付の計算に考慮される保険料算定基礎賃金はすべて、現在価値に引き直す必要があり、保険料の額は被保険者が権利を有する給付を決める決定的な要素のひとつである（憲法201条3項）。
- 5) 同じ理由から給付も現在価値を保障するように調整する必要がある（憲法201条4項）。

一般に広義の社会保障制度、特に狭義の社会保障制度には、連帯の原則がある。この原則は、人権を保障するという国家の義務に行き着くもので、人々が尊厳を否定された状況に陥らないように最低限の社会的な網を整備しようというものである。とりわけこの観点は広義の社会保障が直接の受給者だけではなく、社会全体の費用によって支えられるという考え方に基づく。憲法195条4項は、財源として社会保険料に加えて、公的な予算を規定し、またその他の財源の確保も認めている。

こうした制度上のルールによれば、憲法は保険料の計算と給付の計算に厳格な方法押し付けている訳ではなく、普通法の立法者の裁量に広く委ねて

いる。特に被保険者の保険料と将来受ける給付の間に厳格な対応関係を要求するようなことは、憲法的な秩序ではない。このルールと整合するようにブラジルの法律は歴史的に賦課方式を採用してきた。つまり、現在支払われる拠出をもとに、現在の給付が支給されている。

連帯の原則を強調すると、2つの面で双務的な正義を害することになる。一方では、年金を受給する前に死亡し、遺族もないケースのように、長期間保険料を負担しても何の給付も得られないという場合である。他方で、障害年金のように、保険料をあまり負担していなくても、かなりの給付を長期間得られる場合もある。したがって、一般的な考え方というのは社会保険 *seguro social* の考え方であって、一定の不確かな変数を含む保険数理上の均衡で決められた公式に従って困った状況において適用するということである。

しかしながら、憲法は、立法者に都合の良い基準に従って制度設計する絶対的な自由を認めている訳ではない。少なくとも2つの制限を課している。第1に、保険料と給付の間に絶対的なあるいは厳格な対応関係を要しないということは、対応関係を完全に無視していいという意味ではない。それどころか憲法は保険料算定基礎賃金をベースに給付を算定することや、経済的な価値を保障するために給付を現在価値に引き直す必要があることを明記している。こうした事情を踏まえると、連邦裁判所としては、保険料と給付の間には一定の関係性が求められていると考えなければならない。

第2に、より重要な点であるが、立法者が制定する公式は、権利平等の原則に整合する必要がある。憲法201条1項によれば社会保障制度の負担と給付が公平な形で分配されなければならない、年金の承認には統一的な基準が必要である。

したがって、立法者は被保険者全員に適用される保険料と給付の間に対応関係がしっかり認められる公式を作る必要がある。受給期間は長い場合もあれば短い場合もあるので、この公式は必ず事前に予測不能な変数を含む。そうであっても、重要な点は、この予測不能な点は公平 *impessoal* な形で被

保険者全員に適用されなければならないということであり、選択的 *seletivamente* であってはならない。こうした理論的な考察に基づいて、年金の放棄という特定のテーマについて分析してみよう。

### III 憲法上の制度に照らした年金の放棄

#### 1 現在有効なルール

就労する年金受給者は現役就労者と同じ条件で保険料を負担するのに、アクセスできる給付がないか、あっても極端に限定されているというのが、疑いようのない事実である。ここでは以前の状況を確認するのが興味深いが、以前は追加的な給付として償還金が法律で規定されていた。つまり、償還金という形で、終局的に退職した時に年金の所得後に支払った保険料が返還された。償還金の存在によって年金受給者と現役労働者の間の権利平等は回復されていた。しかし、償還金は95年の法律9032号によって廃止された。

社会保障制度は連帯の考え方を柱の一つとし、連帯によれば、社会全体が、一般性と公平性を基盤として社会的な網を整備するために、コストを負担することが認められる。とはいえ、連帯の原則は、一部の人だけに極端な負担や不釣り合いの負担を負わずなど、権利を選択的に認めないとする根拠とはならない。

#### 2 牽連性の局面と連帯の局面の均衡

憲法は一般社会保障制度 RGPS の重要な指針として牽連性の性質と連帯の原則を鼎立する。この原則に従って、立法府は、制度の保険数理上の均衡を促進し、現在の世代と将来の世代に向けて公正を保障する必要性を考慮した上で、広範な自由をもって、財源と給付に関する国営の制度を構築する。この観点から立法者は早熟にして年金を取得しないようにいわゆる社会保障因数を導入した。INSS は法律8213号の18条2項を根拠に、年金の放棄は違法であるとし、それは制度に本来横たわる連帯によって正当化されると主張する。

しかし、そのような解釈は憲法のルールと整合しない。というのも、就労

による所得に賦課される保険料と年金をはじめとする社会保障給付の受給権との間に、直接的な関係が必要なことを憲法自体が規定しているからである。就労する年金受給者に対して、公権力が現役労働者と同様に社会保険料を負担させるのに、給付は認めないというのは合理的ではない。この種の切り出しや選択的な適用は連帯の原則によって根拠付けられないのである。

重要なことは、憲法は就労の所得に保険料を課し、それに基づいて権利を与えると定めていることである。保険料と給付に関しては、厳格な双務的な等価値性が求められている訳ではないが、憲法の下で立法する者は、最低限の対応関係を認めなくてはならない。もし最低限の対応関係も認めなくてよいとしてしまうと、現役労働者と同じ条件で保険料を負担するにもかかわらず、同じようには給付にたどり着けない人々の集団を作り出してしまうことになる。

高等司法裁判所 STJ は、法律8213号の18条2項を、既にある社会保障の関係性において追加的な給付を認めることを禁止する規定と解釈し、新たな関係が生じた場合に当初の関係を放棄することへの障害にはならないと解した。明確ではないが、これは憲法と整合する唯一の解釈であり、可能な解釈である。この理論を完璧にするには、年金の放棄までに受け取った額について考慮する必要がある。これが次の課題である。

### 3 既に受けた額を考慮する必要性

上記のとおり、年金の放棄を認めないとすると憲法のルールに抵触するのであれば、放棄を認め、新たな年金の支給を認めることになる。もっとも、新たな年金の支給に関しては、最初に受け取った額を返還しなければならないかについて分析する必要がある。この点について高等司法裁判所 STJ は、当初は有効な関係の下で合法的な形で受け取ったのであるから、返還する必要はないとした。もっとも、事件の報告者 Herman Benjamin 裁判官は、両当事者ともに最初の状態 *Status quo ante* に戻すためには返還を要するという見解に立っており、後述の点をも考慮すると、基本的には彼の立場が正しいだろう。

考慮すべきことは、既に受けた年金が有効か無効かではなく——受け取ることは当初存在していた関係に従えば明らかに適法であったため——、保険数理的な基礎的公式がすべての被保険者に対して一般化されなければならないということである。

ところで、社会保障給付は社会保障因数といういくつかの変数により算出される。変数とは①保険料拠出期間、②保険料率、③年齢、④余命である。これらの要素が保険数理上の公式に組み込まれ、給付額が決まる。従前の年金を放棄して新たな年金を申請する場合には、社会保障制度から既に受け取った額を無視してはならない。既に受け取った額は、年金の放棄の場合にだけ要求される中心的な5つ目の変数であり、すべての被保険者が同じ扱いを受けるために必要なものである。

具体例を挙げてみると、50歳で年金を取得した人が、その後も働き続け、65歳で年金の放棄をして新たな年金を取得した場合に額はどうか。はたして保険料拠出期間や保険料率等の条件が全く同じで65歳になって初めて年金を取得する人と、同額でいいのだろうか。

また、質的に考えても、年金受給者が働き続ける場合、賃金も受ける。すると、年金が賃金を補足する財源として機能することになり、それによって労働市場に歪みが生じてしまう。ここでの問題は、他の人々を犠牲にして一部の人々を特に有利にするような保険数理的な公式であってはならないということである。

INSSは年金受給者の保険料負担を正当化するために連帯というあいまいな概念を引き合いに出すが、それはあまりに恣意的で認められない。憲法の下にいる立法者が、給付を受ける点で一定の者を除外するために、保険料負担に関する基準を細工できるはずはなく、憲法が考慮していない選択seletividadeという概念を勝手に作り出してはならない。

他方で、裁判所としては別の極端な方向に舵を切ることもできない。つまり、ふさわしい法的な規律が欠如しているからといって、年金の放棄をする人を特権的に扱ってはならない。特権的に扱ってしまうと、社会保障がある

べき理論を歪めることになる。現役労働者に対してまず年金の申請をして、後で放棄すればよいと奨励することになり、社会保障の網として存在するはずのものを、個人所得を補完するメカニズムに転換させてしまうからである。

したがってこれまでの受給額を考慮する仕組みが必要であり、憲法により整合する別の公式を検討する必要がある。

#### Ⅳ 問題の解決：①年金取得後に支払った保険料と②既に受けた額を適切に考慮すること

年金の放棄を否定する考えも、制限なく肯定する考えも、極端であり採用できず、中間的な解決策が必要である。既に受け取った年金額と取得後に負担した保険料の両方を考慮する保険数理上の公式を特別に設計するように立法者に促すべきであろう。国会が種々の利益を合理的に考慮して、新たなルールを作成するなら、その足を裁判所が引っ張るつもりはないが、ただ、既にある憲法や法律の規定を解釈することで導き出せる解決策があるので示しておこう。

法律8213号29条によると新たな給付は保険料の平均に社会保障因数を乗じることで算定される。既に述べたとおり、社会保障因数は①保険料拠出期間、②保険料率、③年齢、④余命を考慮するが、〈保険料〉に関しては年金取得前だけでなく、取得後も考慮する。その理由は現役の被保険者には、保険料を負担した全期間をもとに給付を算定する公式が適用されるのであるから、年金受給者にも同じように全期間をもとにすべきと考えられるからである。取得後の保険料も考慮すれば年金額は増える。ただし、年金の放棄を望む人の特別の状況も忘れてはならない。

特に社会保障という憲法上の制度に照らして、社会保障因数が考慮する要素の中でも〈年齢〉と〈余命〉の役割を確認する必要がある。回答は一目瞭然であり、年齢が高ければ高いほど、平均余命が下がるので給付額は上がり、低ければ平均余命が伸びる分、下がる。年齢と余命は、被保険者が受給者となる分岐点を示し、受給額を調整している。通常は年齢や余命は年金の申請

時を起点とする。そのときから受給者になるからである。しかし、年金を放棄して新たな年金を取得する場合は状況が異なる。放棄する年金を申請した時点が無視しては不当な結果をもたらしてしまう。というのも放棄する年金を申請した時点から制度の受給者になるからである。

これらの点に照らすと結論は次のようになる：新たな年金を計算するのに、考慮すべき〈年齢〉や〈余命〉は最初の関係が築かれた時点つまり、放棄する年金を申請した時点のものである。制度が個人に対して給付を支給するのはそのときから始まっているからである。この点を考慮しないと——無条件に年金の放棄を認めると——不公正になろう。放棄後に得られる年金は、保険料が増加する分、最初の年金よりも高くなる。しかし、同じ条件で初めて得る人の年金よりは高くなってはならない。この違いの理由は公平であり、前者は何年も前から年金を受け取っているが、後者は、今回初めて受給者になったからである。この2人の状況を同じように取り扱うことを正当化するような憲法上の根拠はない。反対給付がないのに保険料を徴収できると認めてしまうのと同じように、権利平等の原則に反することになるからである。

個人がそれぞれ積み立てる純粋な積立方式に基礎を置く制度であれば、あるべきなのは厳格な保険数理上の計算であり、被保険者は負担した額を成果として受け取らなくてはならない。しかし、ブラジルの公的な制度は、本来備わる連帯の原則が強いため、問題はより深刻である。つまり、保険数理上の公式の画一性を保障しさえすればよいのではなく、世代内の、そしてより幅広い形では今の世代と将来の世代の間での、権利平等や正義の分配の問題にも関係するのである。

保険数理上均衡のとれた公式が必要なのは、被保険者全体が国から基本的に同じ給付を得られるようにするためである。立法者は牽連性 *contributividade* と連帯 *solidariedade* が釣り合うように配慮して公式を決定する。法律で保険料率を上げたり、下げたり、あるいは、全員に対して所得階層ごとに累進的な保険料率を設定することもできる。

しかし、対価なくして人々に負担を課すような法律は憲法に整合しな

め、決して作ってはならない。結局のところ、年金の放棄をしようとする人々はさまざまな状況に陥っている。連帯の原則というのは単に美辞麗句を並べた表現ではないのであり、この原則によって現役労働者と同じように保険料を課すのに、保険料の負担に応じた対価を認めないことを正当化するようなことはできない。

ここで提案した解釈をとればブラジルの一般社会保障制度に存在もしくは潜在している深刻な問題をすべて解決することができるとは思っていない。憲法に照らして可能でかつ最善の形で、現行制度を解釈したのである。大きな変更は立法者にしかできないのであり、年金に年齢の下限を設けるなどは、国会で議論されるべきである。

したがって、ここで示した解決策が効力を生じるのは、公刊されてから180日後とするのが適切である。それには2つの理由がある。ひとつは、INSSと連邦自体が、制度の運用の観点からも、財源の観点からも、制度を整えるためである。もうひとつがより重要であるが、立法府がここで指摘した憲法上の原則に従って別の制度を制定できるように立法する自由を認めるためである。立法的な対応がなされない場合、もしくはそれがなされるまでは、STFによるこの判決が、被保険者の権利を保障しなければならない。

## V 結論

この意見は長くなってしまったが、被保険者の権利と正当な財源が均衡する解決策を出せるように、憲法上の価値や原則、保険数理上の変数を検討した。双務的な正義や財政上及び保険数理上の均衡に基づいて正義を分配し、そして世代間正義という概念を考慮して、釣り合わせた。特に世代間正義については、現在の被保険者の将来の給付は次の世代によって支えられなければならないのであり、将来保障できないというのは認められない。したがって、この判決は、権利の擁護という裁判所の本来の役割を放棄するのではないが、組織間で対話する機会を設けること、そして権力分立を尊重することを主張する。ここで提案する意見は憲法と法律を制度的に、また合目的的に

解釈した結果であるが、年金の放棄の法的な取扱いについての欠陥を取り除くことができるので、革新的である。この点について、立法府と行政府が別の形で問題の欠陥を修正、準備できるようにするために、この適用を開始するまでに180日の猶予を与える。

次のような憲法上や法律上の制度から導かれる論拠が結論に至る上で重要である。

- a) 一般社会保障制度は牽連性と連帯という2つの基本をよりどころとする仕組みである。
- b) 連帯の性質があるため、保険料と給付の間の厳格な対応関係は必要ない。その一方で、保険料を課すのに、実際の給付が一切ないというのは、制度に牽連性の性質があるため適法とはいえない。
- c) 早熟な年金を促しては、制度の財政上及び保険数理上の均衡を危うくする。特に、社会保障の制度から給付を受け取ることなく、長い間就労を続けてきた人よりも、早熟にして年金を受け取った人々の方が有利な状況になれば、権利平等の原則に反してしまう。
- d) 91年法律8213号の18条2項は、年金を受給し、就労に戻った人が新たな年金を得るために最初の年金を放棄しようとする状況については規定していない。つまり、法律に欠陥がある。
- e) この欠陥は説明可能である。というのも、95年の法律9032号の制定以前は、償還金制度があつて、被保険者が終局的に就労を辞めたときに年金取得後に支払った保険料が返還されていたからである。そのため、年金の放棄の問題は生じていなかったのである。

これらを踏まえてここで提示した基準に従って、従前の年金を放棄して、新しい年金を得る「年金の放棄の権利」を認めるために提起された上告を、部分的に認めることにする。その結果、一般的な影響力のルールの下、不可分な効果をもって決定されるべきことは以下のとおりである。

年金取得後の就労活動によって負担された保険料を考慮して、より有利な新たな年金を申請するために、最初の年金を放棄できないとする有効な法的

根拠はない。ただし、世代間の権利平等や正義に関連して保険数理上の統一性を保つためには、当事者が既に受けた額を考慮する必要がある、それが年金の放棄を認める条件である。この点について特に定めた法律の規定はないが、現行の憲法上、法律上の制度を解釈すれば、新たな年金額を算定する際に考慮する〈年齢〉と〈余命〉は、最初に年金を取得した時点のものである必要がある。こう解することで年齢と余命を社会保障因数という形で年金額算定の考慮要素としている目的（被保険者側が給付を受けると見込まれる期間に応じて給付額を決める）を台無しにしないで済む。

立法府や行政府がこの判決の論拠に整合する形で、法律など、別個のルールを制定しない場合には、この判決が公刊されてから180日後に、上記のルールが適用されることになる。

以上、意見である。